令和６年度別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、現今の物価高騰の折、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、市民のエネルギー費用負担を軽減するとともに温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、令和６年度別府市省エネルギー家電購入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成２年別府市規則第５０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和７年２月２６日から同年８月２９日までの間に次に掲げる製品（中古品を除く。以下「補助対象製品」という。）を市内の店舗（市内に本社・本店を置くものに限る。）から購入し、自ら居住する本市の区域内に存する住宅に設置するものとする。

(1)　家庭用エアーコンディショナー（日本産業規格Ｃ９９０１による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率（目標年度が２０２７年度又は２０２９年度のもの）が１００％以上のものに限る。以下「エアコン」という。）

(2)　家庭用冷蔵庫（日本産業規格Ｃ９９０１による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率（目標年度が２０２１年度のもの）が１００％以上のものに限る。以下「冷蔵庫」という。）

(3)　ジャー炊飯器（日本産業規格Ｃ９９０１による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率（目標年度が２００８年度のもの）が１００％以上のものに限る。以下同じ。）

(4)　電子レンジ（日本産業規格Ｃ９９０１による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率（目標年度が２００８年度のもの）が１００％以上のものに限る。以下同じ。）

(5)　テレビジョン受信機（日本産業規格Ｃ９９０１による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率（目標年度が２０２６年度のもの）が１００％以上のものに限る。以下「テレビ」という。）

(6)　ＬＥＤ照明器具（ＬＥＤ電球を含み、光源に発光ダイオードを使用したものに限る。以下同じ。）

２　補助事業で購入する補助対象製品は、補助対象製品ごとに１台に限る。ただし、ＬＥＤ照明器具は、この限りでない。

３　補助事業に対し国又は県の補助制度等による補助を受ける場合は、補助金は交付しない。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、市内に現に居住し、補助金の交付申請の時点において本市の住民基本台帳に登録がされており、かつ、市税の滞納のない者とする。

２　前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者には、補助金は交付しない。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する補助対象製品本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

２　補助金の額は、補助対象製品ごとに補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額、その額が次の各号に掲げる補助対象製品に応じ当該各号に定める額を超えるときは当該各号に定める額）の合計額とする。

(1)　エアコン　７０，０００円

(2)　冷蔵庫及びテレビ　４０，０００円

(3)　ジャー炊飯器及び電子レンジ　２０，０００円

(4)　ＬＥＤ照明器具　２０，０００円

３　前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付申請書（様式第１号）に次

に掲げる書類を添えて、令和７年２月２６日から同年８月２９日までの間に郵送又は持参の方法により市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象製品の購入日、購入店名、購入製品名及び本体購入費用が確認できる書類

(2)　補助対象製品の型番号及び製品番号が確認できる書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請は、一の世帯において１回限りとする。

３　第１項に規定する申請に必要な書類の作成及び提出に要する費用その他同項に規定する申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項に規定する申請があった場合で補助金の交付又は不交付を決定したときは、申請者に別府市省エネルギー家電購入促進補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定により補助金を交付することの決定通知を受けた者は、補助金の交付を請求する場合は、市長に請求書を提出しなければならない。

（補助対象製品の管理等）

第８条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して次の各号に掲げる補助対象製品に応じ当該各号に定める年数が経過するまでは、補助事業により取得した補助対象製品について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長に届出をせず補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1)　エアコン、冷蔵庫、ジャー炊飯器及び電子レンジ　６年

(2)　テレビ　５年

(3)　ＬＥＤ照明器具　１０年

２　市長は、前項に規定する期限までに補助事業により取得した補助対象製品を処分することにより収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（協力要請）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者に対して、補助対象製品の使用等に関する調査への協力を求めることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和７年２月２６日から施行する。